

【決定事項】

資料頁

- | | | |
|---|-------------------------------|-------|
| 1. 令和6年度施策及び事務事業の事後評価における事務事業の改善策について | 企画総務部
(企画政策課) | P. 2 |
| 2. 我孫子市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | 企画総務部
(人事課) | P. 24 |
| 3. 我孫子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 子ども部
(保育課) | P. 36 |
| 4. 我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 建設部
(交通政策課) | P. 40 |
| 5. 我孫子市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 都市部
(公園緑地課) | P. 51 |
| 6. 我孫子市水道事業給水条例及び我孫子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について | 水道局
(給水課)
建設部
(下水道課) | P. 53 |
| 7. 我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 消防本部
(警防課) | P. 63 |
| 8. 我孫子市議会議員及び我孫子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 選挙管理委員会
事務局 | P. 70 |
| 9. 我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 生涯学習部
(文化・スポーツ課) | P. 73 |

【報告事項】

資料頁

- | | | |
|---------------------------|------------------|-------|
| 1. 令和6年度行政評価の事後評価結果について | 企画総務部
(企画政策課) | — |
| 2. 令和7年第3回我孫子市議会定例会提出予定議案 | 企画総務部
(行政管理課) | P. 74 |

令和6年度事務事業の事後評価結果と改善策

資料1

令和6年度の事務事業の事後評価結果と改善策について、次のとおり決定します。
ただし、令和8年度以降に行う改善策については、当該年度の予算編成の中で決定します。

1. 令和6年度事後評価概要

令和7年6月から7月にかけて、令和6年度に人件費および事業費等の経費を要した事業のうち、第四次総合計画に位置付けている施策に紐づく事務事業188件について、担当部課による事後評価を行いました。事務事業の評価結果の概要は、次のとおりです。

※令和4年度からスタートした「第四次総合計画」に合わせて事務事業を見直し、細分化していた事務事業を集約しています。(参考：令和3年度事務事業数 941件)

事務事業の総合的な評価	件数
順調	107件
ほぼ順調	78件
順調とはいえない	3件
事後評価実施件数	188件

事後評価における今後の方向性	件数
現状通り推進する	168件
事業内容を見直す	12件
事業を拡大する	6件
事業を縮小する	2件
事後評価実施件数	188件

※総合的な評価と今後の方向性の相関

事業の方向性

総合的な評価		現状通り推進する	事業内容を見直す	事業を拡大する	事業を縮小する	
	順調	98	4	5	—	107
	ほぼ順調	69	7	1	1	78
	順調とはいえない	1	1	—	1	3
		168	12	6	2	188件

2. 事後評価結果に基づく改善の方向性

今後の方向性として、改善を要する(事業内容を見直す・事業を拡大する・事業を縮小する)と評価した事務事業は、次の20件です。

1	事業名	高齢者の生きがいと健康づくり		担当部課	健康福祉部 高齢者支援課
	事務事業の目的・概要	高齢者が生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、地域で住民同士が交流できる場や健康づくりに参加できる環境を整えるとともに、就労機会の確保に努めます。			
	事業に対する評価／コメント	ほぼ順調	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響から徐々に回復してきています。前期高齢者の生活様式の変化や後期高齢者の増加などにより目標値に届かない事業がありますが、市内の高齢者の年齢構成や60代の就労状況を鑑みれば概ね順調であると考えられます。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業内容を見直す	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響から徐々に回復してきているものの、前期高齢者の生活様式の変化や後期高齢者の増加などにより目標値に届かない事業があります。高齢者の生きがいと健康づくりのために今後も推進していく必要がありますが、内容等は適宜見直していきます。老人福祉センター(令和7年度より高齢者福祉センターに改称)は、施設の老朽化による維持コストの増加、利用者の固定化などの理由から、2館を1館に統合して運営します。		

2	事業名	高齢者在宅支援事業		担当部課	健康福祉部 高齢者支援課
	事務事業の目的・概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市民団体や福祉サービス事業所など、あらゆる主体と協力しながら、身近な場所で必要な生活支援サービスを利用できる環境をつくります。			
	事業に対する評価／コメント	ほぼ順調	後期高齢者の増加などにより要介護認定の状況や生活状況が変化し、目標値に届かないと考えられる事業がありますが、市内の高齢者の年齢構成を鑑みれば概ね順調と考えられます。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業内容を見直す	前期高齢者が減少し後期高齢者が増加する傾向が続いており、要介護認定の状況や生活状況が変化することに伴い、サービスなどの要望も変化していくと考えられます。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには必要な事業であり、内容については適宜、見直していきます。		

3	事業名	障害者の社会参加・自立支援		担当部課	健康福祉部 障害者福祉センター
	事務事業の目的・概要	・地域の公共施設やサービス提供機関、市民団体などと連携を図り、障害のある人が自立できるよう、日常生活訓練や運動機能訓練を行います。 ・障害のある人がイベントなどに参加できるよう支援し、障害に対する理解を深めます。			
	事業に対する評価／コメント	ほぼ順調	民間施設等と連携を図りながら社会参加支援ができました。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業を縮小する	令和8年度をもって施設の利用を終了することから、障害者福祉センターで実施している各事業について方針を決定していきます。		

4	事業名	未就学児の教育・保育環境の充実		担当部課	子ども部 保育課
	事務事業の目的・概要	・安心して子どもを産み育てられるよう、保育ニーズに応じた人材の確保と保育の質の向上に取り組みます。 ・保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園などさまざまな子育てのための施設の利用者支援や延長保育に対する支援を行います。			
	事業に対する評価／コメント	順調	必要な家庭に保育を提供し、安心して子育てができる環境を提供しました。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業内容を見直す	・保育需要が増加する中、保育園運営事業等を現状通り推進するためには、保育士の確保が課題となっています。 ・私立保育園等及び私立幼稚園への補助金について、市の財政状況を踏まえ、削減する方向で見直しを実施していきます。 ・休日保育事業は、事業内容の見直しを行った結果、令和6年度をもって終了します。		

5	事業名	子ども総合相談の推進		担当部課	子ども部 子ども相談課
	事務事業の目的・概要	虐待、育児、不登校、非行、いじめ、健康、障害、教育など子どもに関するあらゆる相談に対して、児童相談所や学校、警察などの関係機関との連携を強化し、適切に対応できる体制の充実を図ります。			
	事業に対する評価／コメント	順調	すべての事務事業を滞りなく遂行し、新たな相談窓口の設置運用についても対象者から好評であったため、順調と評価しています。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業を拡大する	こども家庭センターの設置と運用を開始し、現在の機能を維持しながら母子保健担当との連携を強化し、より良い相談しやすい体制を整備します。		

6	事業名	発達支援が必要な子どもの早期発見		担当部課	子ども部 こども発達センター
	事務事業の目的・概要	発達に支援が必要な子どもを育てる家庭において重要な保護者の「気づき」を促し、発達特性や障害への理解の促進と親子の愛着関係を育めるように家族への支援を行うとともに、発達に支援が必要な子どもの早期発見につながる取組を進めます。			
	事業に対する評価／コメント	ほぼ順調	発達に支援が必要な子どもと障害のある子どもを早期に発見し、早期療育につなげ、子どもの発達支援や保護者の相談や支援を行い、保護者が安心して子育てができるように支援することができました。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業内容を見直す	ライフダイアリーについては、平成28年度から出生届提出時に全戸への配布を行ってきましたが、アンケート調査により活用率が低かったため、全戸への配布は終了します。今後は、配布対象を焦点化して、保護者と支援者双方にとって活用しやすいように様式を見直していきます。		

7	事業名	長期欠席児童生徒対策事業		担当部課	教育総務部 教育相談センター
	事務事業の目的・概要	保護者や児童生徒の相談に適切に応じ、悩みを解消することで児童生徒が楽しい学校生活を送れるようにするとともに、不登校の児童生徒もさまざまな学びや経験ができる環境づくりを図ります。			
	事業に対する評価／コメント	ほぼ順調	不登校率は依然として高い数値となっています。小学校5校に校内教育支援センターを増設して指導員を配置し、中学校全6校と小学校8校にて運営しました。教育相談センター及び教育支援センター「かけはし」「ひだまり」と連携しながら、教室に入ることが難しい児童生徒の教育機会を確保しました。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業を拡大する	令和7年度4月に校内教育支援センターを小学校に3校に増設し、7年度末までには全校配置を目指します。各小中学校と教育相談センター、教育支援センター及び校内教育支援センターが密に連携を取り、不登校の児童生徒の支援にあたっていきます。		

8	事業名	小中学校ICT教育の推進		担当部課	教育総務部 指導課
	事務事業の目的・概要	「学習の基盤となる資質・能力」である『情報活用能力』を育成するため、情報教育のカリキュラム作成、教職員の指導力向上、ICTの環境整備と活用に取り組みます。			
	事業に対する評価／コメント	順調	情報教育に関わる研修会を充実し、児童生徒の学習でのパソコン活用の満足度も高いことから順調と評価しています。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業を拡大する	第2次教育ICTとして、令和7年9月から新たな一人一台端末を配布するとともに、協働学習支援、AIドリル、英語4技能などの学習支援ソフトウェアを導入します。新たなICT環境を活用し、「協働的な学び」と「個別最適な学び」の一体的な推進をさらに充実していきます。		

9	事業名	子どもの自主性を育むイベントの実施		担当部課	子ども部 子ども支援課
	事務事業の目的・概要	子どもたちが心豊かに成長できるよう、家庭・学校・地域・行政が連携しながら、地域に根差したさまざまな体験や活動に参加できる環境づくりを進めるとともに、青少年の健やかな育成に対する地域住民の理解を深める取組を進めます。			
	事業に対する評価／コメント	順調	げんきフェスタやあびこ子どもまつりについては、多くの子ども達が参加し地域に根差したイベントであることが確認できました。企画内容や運営方法については、年毎に見直しを図り次年度以降に反映し、より一層楽しめるイベントに努めます。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業内容を見直す	手賀の丘宿泊事業については、令和7年度より市主催ではなく青少年相談員連絡協議会が主催となり実施していきます。各種イベントや青少年相談員へ適切な支援を行い、様々な体験や活動の機会に触れることが出来る環境づくりに努めます。		

10	事業名	企業が進出・操業しやすい環境づくり(住工混在の解消、企業が進出しやすい環境整備)		担当部課	環境経済部 企業立地推進課
	事務事業の目的・概要	・地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図るため、産業用地を創出し、企業誘致や住工混在の解消などに取り組みます。 ・企業立地を促進させるため、新規立地による設備投資及び雇用を創出する企業に対して支援を行うとともに、再投資により事業の拡大及び雇用の拡大を図る既存企業に対して支援を行います。			
	事業に対する評価／コメント	順調とはいえない	事業主体である共同企業体から事業撤退の意向が示され、今後の事業の先行きが見えない状況となりました。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業内容を見直す	共同企業体と成果物の引渡しを含めた事業終了に向けた協議を進めていくとともに、計画地における盛土層など課題を踏まえながら、新たな活用方法を検討していきます。		

11	事業名	住居に関する相談・支援		担当部課	都市部 建築住宅課
	事務事業の目的・概要	誰もが暮らしやすい良好な住環境を保全・形成していくため、住まいに係る支援や情報提供などの充実、空き家バンクの活用促進を図ります。			
	事業に対する評価／コメント	ほぼ順調	住まいに係る補助事業は申請件数が見込みを下回ったものの、事業全体では一定の利用実績があったことから、ほぼ順調と評価しています。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業内容を見直す	住宅リフォーム補助事業については、転入者の増加に向けた取り組みの視点を加えるとともに、事業費削減を図るため、令和7年度中に事業内容の見直しを実施します。その他の事業については、効果的な制度の周知等を検討するとともに、専門家等と連携した支援や情報提供の充実に努めていきます。		

12	事業名	景観まちづくりの普及啓発		担当部課	都市部 都市計画課
	事務事業の目的・概要	景観づくりを進める市民団体などと協働で景観に関する情報発信や景観ポイントの魅力化に取り組み、市民・事業者の景観に対する関心と理解を深めていきます。			
	事業に対する評価／コメント	順調	景観まちづくりの普及啓発事業について、全ての個別事務事業を概ね問題なく実施し、かつ、「我孫子のいろいろ八景歩き」や「景観まち探検」は参加者から好評であったため、順調と評価しています。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業内容を見直す	市民団体と連携して試行的に実施した小学生対象の普及啓発事業「景観まち探検」が好評であったため、令和7年度は事業内容をブラッシュアップして本格実施します。また、「景観まち探検」分の経費を加算しても事業全体の経費を令和6年度以下に抑え、かつ、各個別事務事業の実施効果を高められるよう、「我孫子のいろいろ八景歩き」等の既存事業の実施手法を見直すこととしました。		

13	事業名	環境学習の推進		担当部課	環境経済部 手賀沼課
	事務事業の目的・概要	手賀沼の水質浄化や水環境の保全に関する意識啓発を図るため、市民に手賀沼や環境について学ぶ機会を提供するとともに、市民の環境保全活動を支援していきます。			
	事業に対する評価／コメント	ほぼ順調	昨年度よりも環境学習事業の実施回数が減少してしまいましたが、アンケートの結果からも、参加者の満足度は高く、船上学習と合わせて、概ね好評でした。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業内容を見直す	環境レンジャーの解散に伴い、これまでの実施してきた環境学習メニューが減ってしまうため、新たな環境学習事業の検討が必要となります。		

14	事業名	古利根沼水質汚濁防止		担当部課	環境経済部 手賀沼課
	事務事業の目的・概要	古利根沼の水質汚濁を防止するため、浄化施設を適正に管理するとともに、市民の協力を得て水辺の清掃を実施します。			
	事業に対する評価／コメント	順調とはいえない	中峠排水路浄化施設については1月に機器が故障し施設を停止したため、維持管理回数が減っています。なお、古利根沼の水質(CODの年平均値)は目標値以下を維持しています。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業を縮小する	中峠排水路浄化施設の流入水の水質が大幅に改善されていることや修繕には高額な費用が掛かることを勘案し、同浄化施設を停止したうえで今後は撤去に向けた検討を進めていきます。		

15	事業名	スポーツの奨励		担当部課	生涯学習部 文化・スポーツ課
	事務事業の目的・概要	・障害の有無や年齢に関わらず誰もが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、スポーツ関係団体などと連携し、スポーツの普及活動とスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。 ・健康の保持増進や地域のコミュニティづくりを図るため、スポーツ推進委員などと連携し、誰もが気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブなどの団体を支援します。 ・スポーツの普及と競技力向上のため、スポーツ指導者の養成に取り組みます。 ・スポーツ人口拡大のため、民間のスポーツクラブや大学などの教育機関、近隣市と連携し、使用できる施設やスポーツを指導する人材の確保などに取り組みます。			
	事業に対する評価／コメント	順調	我孫子市スポーツ推進計画に則り、「誰もが生涯にわたってスポーツに親しむまち我孫子」の実現を目指し、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会など関係者団体と連携してスポーツイベントを実施することができました。また中学校の部活動地域移行では、県の実証事業を受託し、先導的に3つの部活動について休日の部活動を地域スポーツ指導者に委ね、課題点の整理ができました。民間スポーツ施設との連携では、夏期の子ども向けプール開放事業を市内民間屋内プールを利用する形で実施し、利用者から大変好評でした。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業を拡大する	部活動の地域移行では、令和6年度の課題を整理し、全6中学校各校1部活以上に対象を拡大して休日の地域クラブ活動を実施します。また、令和8年度以降の本格展開に備え、地域クラブ活動の管理・運営体制の検討を進めます。		

16	事業名	市民公益活動の推進		担当部課	市民生活部 市民協働推進課
	事務事業の目的・概要	・学生など若い世代が市民公益活動に参加するための効果的なアプローチ手法を検討するなど、市民公益活動への参加を促し担い手づくりに取り組むとともに、あびこ市民活動ステーションで実施するイベントや担い手対策事業などを通して市民公益活動を支援します。 ・市民公益活動への理解促進を図るため、若い世代や子育て世代、高齢者など、各年代に応じた情報発信を実施します。 ・市民活動団体が自立した活動を行えるよう、支援していきます。			
	事業に対する評価／コメント	順調	市民活動ステーションと連携し、市民活動団体を支援するための情報発信、市民活動を始めたいと考えている市民への情報発信・イベントを行うことで市民活動の活性化を推進し、活動に参加する市民が増えたことで、順調に協働のまちづくりが進んでいます。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業を拡大する	引き続き、市民団体等と行政が、それぞれの役割を分担しながら協働してまちづくりを進めていきます。さらに、新たに設置した市民活動推進基金を原資として、若い世代の市民活動への参画を促進するための新事業を開始します。これにより、市民活動のさらなる活性化だけでなく、市民活動に対する市民の意識を向上し、市民が市民団体を支援する寄付文化の醸成に取り組めます。		

17	事業名	行政情報の発信		担当部課	企画総務部 秘書広報課
	事務事業の目的・概要	・市民と市が情報を共有できるよう、広報あびこや市ホームページなどの充実を図ります。 ・市政や市民の暮らしに関する情報を正確にわかりやすく伝えるため、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどのさまざまな媒体を積極的に活用し、情報を提供します。			
	事業に対する評価／コメント	ほぼ順調	広報あびこやホームページ、市LINE公式アカウントを活用し、市の情報を分かりやすく迅速に発信できるよう努めました。また、報道機関に情報提供することで、市の施策や魅力を広く伝えることができました。さらに、ホームページの検索システムを改修し、情報発信力を強化することができました。一方で、ふるさと大使のナイツ塙宣之氏が出演する広報動画は、一定の再生回数はあるものの、当初予定していた再生回数に達することができませんでした。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業内容を見直す	ふるさと大使のナイツ塙宣之氏が出演する広報動画については、令和7年度は一時休止とし、新たな手法を検討します。 その他の事業については、多様化する市民のニーズに対応し、市政や市民の暮らし等に関する情報提供が必要であるため、今後も現状通り推進します。報道機関への情報提供は、情報の速報性や市民への浸透性に優れていることから、今後も継続し、市の施策や魅力を積極的にPRします。		

18	事業名	市民ニーズの把握と反映		担当部課	企画総務部 秘書広報課
	事務事業の目的・概要	・多様化する市民ニーズを的確に把握して市政に反映できるよう、市政への手紙・メール、市政ふれあい懇談会、パブリックコメント、アンケートの実施など、広く市民の意見や要望を聴く機会の充実を図ります。 ・会議の開催の工夫や公募市民の登用拡大などにより、政策形成過程全般への市民参加を進めます。			
	事業に対する評価／コメント	順調	eモニターは登録者数が増加し目標値を上回るなど、広く市民の意見を聴くことができました。また、市政ふれあい懇談会は、前年よりも市民の参加者が増加しました。このほか、市政への手紙・メール、陳情・要望については、概ね順調に実施することができました。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業内容を見直す	eモニターは、登録者数の増加に伴い経費が増加している一方で、回答率は過去5年の平均70%台と伸び悩んでいることから、事業開始から10年目の令和6年度末をもって一時休止とし、令和7年度からより効率的・効果的な手法を検討することとしました。また、市政ふれあい懇談会は、参加人数は若干増えたものの、参加者が2桁に届かない地区もあることから、今後、開催地区を統合することや年間の開催回数について検討を行います。		

19	事業名	人材育成の推進		担当部課	企画総務部 人事課
	事務事業の目的・概要	複雑高度化する行政需要に対応していくため、多様で質の高い人材を確保するとともに、職員研修や人事評価制度などにより、人材育成に努めていきます。			
	事業に対する評価／コメント	ほぼ順調	職員研修は研修計画のとおり実施し、その受講者数が前年度と同程度あることに加え、管理職登用試験の受験者数が前年度に比べ増加したことを踏まえ、ほぼ順調と判断しました。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業内容を見直す	社会情勢等の変化により複雑高度化する行政需要に対応可能な人材育成を推進するため、令和7年度中に人材育成基本方針を見直す予定です。		

20	事業名	シティプロモーションの推進		担当部課	企画総務部 秘書広報課
	事務事業の目的・概要	・市の知名度向上とイメージアップ、市民の郷土愛を醸成するため、都心への交通利便性や子育てのしやすさ、手賀沼に代表される豊かな自然、白樺派の文人たちが集った地ならではの歴史文化資源など、さまざまな魅力の発信を戦略的に進めます。 ・子育て世代や若者が「住みたい」「住み続けたい」、親世代が「住むことをすすめたい」と思えるよう、情報の受け取り方や興味、関心に合わせ、あらゆる媒体を活用して市の魅力を効果的に発信していきます。 ・市民、団体、大学、事業者などと連携して市の魅力の創出・発信に取り組みます。			
	事業に対する評価／コメント	順調	シティリビング東京(WEB版含む)に掲載した広告に対するアンケート結果は好意的なものが多く、8割以上の回答者が我孫子の印象が良くなったと答えました。SUUMOに掲載した広告については、同時期他広告と比較し、クリック率や閲覧数が多いとの結果が出ました。以上から、本事業の評価区分「順調」としました。		
	今後の方向性／理由及び今後の課題等	事業を拡大する	SUUMOへの広告掲載については、令和6年度と同様に実施します。また、シティリビング東京(WEB版含む)については、令和6年度のアンケート結果を踏まえ、令和7年度は、掲載回数を年2回に増やし、市内東側地区に特化した広告も掲載し、魅力発信の充実を図ります。		

令和6年度事務事業の事後評価結果一覧

資料2

No.	第四次総合計画 基本施策	事業 コード	事務事業名	課名 (令和6年度の所管課)	事業に対する評価	今後の方向性
1	1-1 防災・減 災対策の推進	150	災害予防・初動対策事業	市民安全課	ほぼ順調	現状通り推進する
2		151	河川防災の強化に向けた取組み	治水課	順調	現状通り推進する
3		152	道路障害発生時（災害時）の規制・ 対策	道路課	順調	現状通り推進する
4		153	応急給水体制の充実	給水課	順調	現状通り推進する
5		154	建築物に係る防災対策事業	建築住宅課	ほぼ順調	現状通り推進する
6		155	国民保護計画の推進	市民安全課	順調	現状通り推進する
7		156	地域防災力の向上	市民安全課	順調	現状通り推進する
8		157	消防団活動の推進	警防課	ほぼ順調	現状通り推進する
9		158	宅地耐震化推進事業	市街地整備課	ほぼ順調	現状通り推進する
10	1-2 浸水対策 の推進	165	排水区の整備	治水課	ほぼ順調	現状通り推進する
11		166	排水施設の維持管理	治水課	ほぼ順調	現状通り推進する
12		167	市民・事業者による雨水流出抑制の 推進	治水課	ほぼ順調	現状通り推進する
13	1-3 防犯対策 の推進	175	防犯活動の推進	市民安全課	順調	現状通り推進する
14		176	小中学生非行対策	指導課	順調	現状通り推進する
15		177	消費者啓発事業	商業観光課	ほぼ順調	現状通り推進する
16	1-4 消防力の 強化	185	消防体制の強化	警防課	ほぼ順調	現状通り推進する
17		186	消防庁舎・装備の整備・維持管理	消防本部総務課	ほぼ順調	現状通り推進する
18		187	消防組織体制の強化	消防本部総務課	ほぼ順調	現状通り推進する
19		188	火災予防業務	予防課	ほぼ順調	現状通り推進する
20	1-5 交通安全 の推進	195	交通安全普及啓発活動の推進	交通政策課	ほぼ順調	現状通り推進する
21		196	交通安全施設整備	道路課	順調	現状通り推進する
22	2-1 地域福祉 の推進	200	地域住民の福祉活動支援	社会福祉課	順調	現状通り推進する
23		201	外出・移動支援事業	社会福祉課	順調	現状通り推進する

No.	第四次総合計画 基本施策	事業 コード	事務事業名	課名 (令和6年度の所管課)	事業に対する評価	今後の方向性
24	2-1 地域福祉 の推進	202	孤立死防止対策事業	社会福祉課	順調	現状通り推進する
25		203	成年後見制度利用の支援	高齢者支援課	順調	現状通り推進する
26		204	高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集 事業	生活衛生課	順調	現状通り推進する
27		205	献血・骨髄ドナー推進事業	社会福祉課	ほぼ順調	現状通り推進する
28		206	社会福祉法人の法人運営に対する指 導監査	社会福祉課	順調	現状通り推進する
29		207	健康福祉総合計画の策定及び進行管 理	社会福祉課	ほぼ順調	現状通り推進する
30	2-2 健康づく りの推進	220	保健センターの維持管理	健康づくり支援課	順調	現状通り推進する
31		221	第2次心も身体も健康プランの推進	健康づくり支援課	ほぼ順調	現状通り推進する
32		222	市民の自主的な健康づくりの推進	健康づくり支援課	ほぼ順調	現状通り推進する
33		223	市民の自主的な健康づくりの推進 (国保)	国保年金課	順調	現状通り推進する
34		224	地域医療体制の充実	健康づくり支援課	順調	現状通り推進する
35		225	感染症対策事業	健康づくり支援課	ほぼ順調	現状通り推進する
36	2-3 高齢者福 祉の推進	240	高齢者の生きがいと健康づくり	高齢者支援課	ほぼ順調	事業内容を見直す
37		241	介護予防の推進	高齢者支援課	ほぼ順調	現状通り推進する
38		242	高齢者のための地域福祉の推進	高齢者支援課	順調	現状通り推進する
39		243	高齢者在宅支援事業	高齢者支援課	ほぼ順調	事業内容を見直す
40		244	認知症高齢者の支援	高齢者支援課	順調	現状通り推進する
41		245	社会福祉施設入所支援	高齢者支援課	順調	現状通り推進する
42	2-4 障害者福 祉の推進	260	障害者プランの策定・推進	障害者支援課	ほぼ順調	現状通り推進する
43		261	障害福祉サービスに関する相談・支 援の実施	障害者支援課	ほぼ順調	現状通り推進する
44		262	障害者への経済的支援	障害者支援課	ほぼ順調	現状通り推進する
45		263	生活介護対象者支援事業	あらか園	ほぼ順調	現状通り推進する
46		264	障害者の社会参加・自立支援	障害者福祉センター	ほぼ順調	事業を縮小する
47	2-5 生活支援 の推進	280	介護保険制度の運営	高齢者支援課	ほぼ順調	現状通り推進する
48		281	国民健康保険制度の運営	国保年金課	順調	現状通り推進する

No.	第四次総合計画 基本施策	事業 コード	事務事業名	課名 (令和6年度の所管課)	事業に対する評価	今後の方向性
49	2－5 生活支援 の推進	282	後期高齢者医療制度の運営	国保年金課	順調	現状通り推進する
50		283	国民年金制度の運営	国保年金課	順調	現状通り推進する
51		284	生活・福祉に関する総合的な相談・ 支援の実施	社会福祉課	順調	現状通り推進する
52	3－1 妊娠・出 産・子育てへの切 れ目ない支援	300	子ども総合計画の策定及び進行管理	子ども支援課	順調	現状通り推進する
53		301	地域での子育て支援の充実	保育課	順調	現状通り推進する
54		302	未就学児の教育・保育環境の充実	保育課	順調	事業内容を見直す
55		303	親と子の健康づくりの推進	健康づくり支援課	ほぼ順調	現状通り推進する
56		304	小児等予防接種事業	健康づくり支援課	順調	現状通り推進する
57		305	子ども総合相談の推進	子ども相談課	順調	事業を拡大する
58		306	放課後対策事業	子ども支援課	ほぼ順調	現状通り推進する
59		308	子育てへの経済的支援	子ども支援課	順調	現状通り推進する
60		309	子どもの貧困対策事業	社会福祉課	順調	現状通り推進する
61		310	教育扶助（要保護・準要保護児童生 徒就学援助）事業	学校教育課	順調	現状通り推進する
62	3－2 子どもの 成長に応じた発達 への支援	330	切れ目のない発達支援体制の充実	こども発達センター	ほぼ順調	現状通り推進する
63		331	児童発達支援事業	子ども相談課	順調	現状通り推進する
64		332	地域と連携した子どもの発達への支 援	こども発達センター	ほぼ順調	現状通り推進する
65		333	発達支援が必要な子どもの早期発見	こども発達センター	ほぼ順調	事業内容を見直す
66		334	自分らしい学校生活を送るための教 育支援	教育相談センター	ほぼ順調	現状通り推進する
67	3－3 魅力ある 学校づくり	350	学校教育環境の充実	学校教育課	順調	現状通り推進する
68		351	児童・生徒の保健衛生事業	学校教育課	ほぼ順調	現状通り推進する
69		352	小中学校施設の維持管理	教育委員会総務課	順調	現状通り推進する
70		353	総合教育会議運営事務	秘書広報課	順調	現状通り推進する
71		354	地域とともにある学校づくり推進事 業	指導課	順調	現状通り推進する
72		355	幼児期教育と小学校教育との連携・ 小中一貫教育の推進	指導課	順調	現状通り推進する
73		356	教職員資質向上推進事業	指導課	順調	現状通り推進する
74		356	教職員資質向上推進事業	教育相談センター	ほぼ順調	現状通り推進する

No.	第四次総合計画 基本施策	事業 コード	事務事業名	課名 (令和6年度の所管課)	事業に対する評価	今後の方向性
75	3-3 魅力ある 学校づくり	357	長期欠席児童生徒対策事業	教育相談センター	ほぼ順調	事業を拡大する
76		358	いじめ防止対策事業	指導課	ほぼ順調	現状通り推進する
77		359	学力向上推進事業	指導課	順調	現状通り推進する
78		360	小中学校 I C T 教育の推進	指導課	順調	事業を拡大する
79		361	学校給食管理運営事業	学校教育課	順調	現状通り推進する
80	3-4 心豊かに する体験・活動の 推進	380	子どもの自主性を育むイベントの実施	子ども支援課	順調	事業内容を見直す
81		381	子どもの居場所づくり（あびっ子クラブ）	子ども支援課	順調	現状通り推進する
82		382	子どもの読書活動の推進	図書館	順調	現状通り推進する
83		383	子どもの文化・芸術活動の推進	文化・スポーツ課	順調	現状通り推進する
84	4-1 企業立地の 推進	400	企業が進出・操業しやすい環境づくり（住工混在の解消、企業が進出しやすい環境整備）	企業立地推進課	順調とはいえない	事業内容を見直す
85	4-2 就労支援 の充実	420	就労支援・雇用環境の充実	企業立地推進課	順調	現状通り推進する
86		421	障害者の一般就労に関する相談・支援の実施	障害者福祉センター	ほぼ順調	現状通り推進する
87	4-3 商工業の 振興	440	中小企業の支援	企業立地推進課	順調	現状通り推進する
88		441	商業活性化策の推進	商業観光課	ほぼ順調	現状通り推進する
89		442	起業・創業の支援	企業立地推進課	順調	現状通り推進する
90	4-4 農業の振 興	460	農業の生産性の維持向上	農政課	ほぼ順調	現状通り推進する
91		461	農業経営の安定化	農政課	ほぼ順調	現状通り推進する
92		462	手賀沼沿い農地の保全活用と農業者支援	農政課	順調	現状通り推進する
93		463	農業者と消費者の交流促進	農政課	ほぼ順調	現状通り推進する
94	4-5 交流・関 係人口の拡大	480	観光振興策の推進	商業観光課	ほぼ順調	現状通り推進する
95		481	ジャパンバードフェスティバルの開催	手賀沼課	ほぼ順調	現状通り推進する
96		482	親水広場の運営・活用	手賀沼課	ほぼ順調	現状通り推進する
97		483	高野山新田エリア活用事業	農政課	ほぼ順調	現状通り推進する
98		484	手賀沼遊歩道の再整備	公園緑地課	順調	現状通り推進する
99		485	地域資源を活かした都市ブランド化	企画政策課	順調	現状通り推進する

No.	第四次総合計画 基本施策	事業 コード	事務事業名	課名 (令和6年度の所管課)	事業に対する評価	今後の方向性
100	4－5 交流・関係人口の拡大	486	観光情報の発信	商業観光課	ほぼ順調	現状通り推進する
101		487	スポーツを通じた交流人口の拡大	文化・スポーツ課	順調	現状通り推進する
102	5－1 適正な土地利用の推進	500	都市計画に関する総合調整	都市計画課	順調	現状通り推進する
103		501	開発行為に係る指導・許可等の事務	市街地整備課	順調	現状通り推進する
104		502	建築行為に係る審査・指導・認定等の業務	建築住宅課	ほぼ順調	現状通り推進する
105	5－2 住環境の 保全とまちなみの 魅力向上	520	住居に関する相談・支援	建築住宅課	ほぼ順調	事業内容を見直す
106		521	市営住宅の管理・運営	建築住宅課	ほぼ順調	現状通り推進する
107		522	景観形成に係る規制誘導	都市計画課	順調	現状通り推進する
108		523	景観まちづくりの普及啓発	都市計画課	順調	事業内容を見直す
109	5－3 公共交通の 利便性向上	540	地域公共交通維持確保と利便性向上	交通政策課	ほぼ順調	現状通り推進する
110		541	鉄道の輸送力と利便性向上	企画政策課	順調	現状通り推進する
111		542	駅施設整備・維持・管理業務	交通政策課	順調	現状通り推進する
112	5－4 安全で快適な道路の整備	550	幹線道路網などに関する調査・検討	都市計画課	順調	現状通り推進する
113		551	道路の整備・改良	道路課	ほぼ順調	現状通り推進する
114		551	道路の整備・改良	交通政策課	順調とはいえない	現状通り推進する
115		552	移動しやすい歩道の整備	道路課	順調	現状通り推進する
116		553	道路空間の魅力化	道路課	ほぼ順調	現状通り推進する
117		554	道路環境の維持	道路課	順調	現状通り推進する
118		554	道路環境の維持	交通政策課	ほぼ順調	現状通り推進する
119	5－5 利用したくなる公園の整備	570	公園の再整備	公園緑地課	ほぼ順調	現状通り推進する
120		571	公園の維持管理	公園緑地課	順調	現状通り推進する
121	5－6 下水道の 整備と普及	580	下水道事業の健全経営	下水道課	ほぼ順調	現状通り推進する
122		581	下水道施設の維持管理	下水道課	ほぼ順調	現状通り推進する
123		582	下水道管路の整備	下水道課	順調	現状通り推進する

No.	第四次総合計画 基本施策	事業 コード	事務事業名	課名 (令和6年度の所管課)	事業に対する評価	今後の方向性
124	5－7 安全な水道水の安定供給	590	水道事業の健全経営	経営課	ほぼ順調	現状通り推進する
125		591	お客様センターの運営	給水課	順調	現状通り推進する
126		592	浄水場施設の更新・維持管理	工務課	順調	現状通り推進する
127		593	水道管路の更新・維持管理	工務課	順調	現状通り推進する
128		594	専用水道・簡易専用水道・小規模水道の管理等指導事業	生活衛生課	順調	現状通り推進する
129	6－1 地球環境の保全	600	環境基本計画の進行管理	手賀沼課	順調	現状通り推進する
130		601	ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの推進	手賀沼課	順調	現状通り推進する
131		602	新クリーンセンターの整備・運営	手賀沼課	順調	現状通り推進する
132		603	ごみ減量と資源化の推進	手賀沼課	順調	現状通り推進する
133		603	ごみ減量と資源化の推進	生活衛生課	順調	現状通り推進する
134	6－2 自然環境の保全	640	手賀沼の浄化・再生	手賀沼課	ほぼ順調	現状通り推進する
135		641	環境学習の推進	手賀沼課	ほぼ順調	事業内容を見直す
136		642	古利根沼水質汚濁防止	手賀沼課	順調とはいえない	事業を縮小する
137		643	高度処理型合併浄化槽設置整備補助事業	手賀沼課	順調	現状通り推進する
138		644	河川愛護事業	治水課	順調	現状通り推進する
139		645	緑の基本計画の進行管理	公園緑地課	順調	現状通り推進する
140		646	緑地の保全と緑化推進	公園緑地課	順調	現状通り推進する
141		647	適正な生態系の維持	手賀沼課	順調	現状通り推進する
142		647	適正な生態系の維持	生活衛生課	ほぼ順調	現状通り推進する
143		648	谷津ミュージアム事業の推進	手賀沼課	順調	現状通り推進する
144	6－3 生活環境の保全	670	典型7公害対策事業	生活衛生課	ほぼ順調	現状通り推進する
145		671	生活環境に関する相談業務	手賀沼課	順調	現状通り推進する
146		671	生活環境に関する相談業務	生活衛生課	順調	現状通り推進する
147		672	不法投棄・路上喫煙防止対策事業	手賀沼課	順調	現状通り推進する
148		672	不法投棄・路上喫煙防止対策事業	生活衛生課	ほぼ順調	現状通り推進する
149		673	石けん利用の推進	商業観光課	ほぼ順調	現状通り推進する

No.	第四次総合計画 基本施策	事業 コード	事務事業名	課名 (令和6年度の所管課)	事業に対する評価	今後の方向性
150	7-1 生涯学習 の推進	700	生涯学習推進事業	生涯学習課	ほぼ順調	現状通り推進する
151		701	図書館の管理運営	図書館	順調	現状通り推進する
152		702	図書館の利用促進	図書館	順調	現状通り推進する
153		703	鳥の博物館による環境学習の推進	鳥の博物館	ほぼ順調	現状通り推進する
154		704	鳥の博物館の管理運営	鳥の博物館	ほぼ順調	現状通り推進する
155	7-2 歴史・文化の 保存・継承と 文化の振興	740	発掘調査及び記録保存	文化・スポーツ課	順調	現状通り推進する
156		741	文化財の保存と活用	文化・スポーツ課	順調	現状通り推進する
157		742	文化芸術活動の推進	文化・スポーツ課	順調	現状通り推進する
158		743	新たな文化交流拠点施設整備の検討	生涯学習課	ほぼ順調	現状通り推進する
159	7-3 スポーツ の振興	770	スポーツの奨励	文化・スポーツ課	順調	事業を拡大する
160		771	体育施設の管理運営	文化・スポーツ課	順調	現状通り推進する
161	8-1 男女共同 参画の推進	800	男女共同参画プランの推進	市民協働推進課	ほぼ順調	現状通り推進する
162		801	DV相談	社会福祉課	順調	現状通り推進する
163	8-2 人権尊重 社会の推進	820	人権相談・啓発活動	社会福祉課	順調	現状通り推進する
164		821	自殺対策事業	社会福祉課	順調	現状通り推進する
165	8-3 平和社会 の推進	830	平和事業の実施	企画政策課	順調	現状通り推進する
166		831	平和祈念事業	社会福祉課	順調	現状通り推進する
167	8-4 国際交 流・多文化共生の 推進	840	国際交流活動への支援	企画政策課	順調	現状通り推進する
168	市民とともにつくる 協働によるまち づくり	900	地域コミュニティ活性化の推進	市民協働推進課	順調	現状通り推進する
169		901	市民公益活動の推進	市民協働推進課	順調	事業を拡大する
170		902	行政情報の発信	秘書広報課	ほぼ順調	事業内容を見直す
171		903	市民ニーズの把握と反映	秘書広報課	順調	事業内容を見直す
172		904	情報公開の推進	行政管理課	順調	現状通り推進する
173		905	統計データ整備	行政管理課	ほぼ順調	現状通り推進する

No.	第四次総合計画 基本施策	事業 コード	事務事業名	課名 (令和6年度の所管課)	事業に対する評価	今後の方向性
174	効率的・効果的な 行財政運営の推進	910	総合計画及びまち・ひと・しごと総合戦略の策定と進行管理	企画政策課	順調	現状通り推進する
175		911	公共施設設備の管理運営	資産管理課	順調	現状通り推進する
176		912	行政改革・業務改善の推進	企画政策課	ほぼ順調	現状通り推進する
177		913	電子行政の推進	企画政策課	ほぼ順調	現状通り推進する
178		914	機能的な組織運営	行政管理課	順調	現状通り推進する
179		915	人材育成の推進	人事課	ほぼ順調	事業内容を見直す
180		916	庁内総合調整と行政の見える化	企画政策課	順調	現状通り推進する
181		917	広域行政の推進	企画政策課	順調	現状通り推進する
182		918	健全で安定した財政運営	財政課	ほぼ順調	現状通り推進する
183		919	財源の確保	財政課	ほぼ順調	現状通り推進する
184		920	効率的な市税の収納	収税課	ほぼ順調	現状通り推進する
185		921	ファシリティマネジメントの推進	資産管理課	順調	現状通り推進する
186		922	リスクマネジメントの推進	行政管理課	ほぼ順調	現状通り推進する
187		923	電子行政の維持・運営	行政管理課	順調	現状通り推進する
188	戦略的なシティプロモーション	930	シティプロモーションの推進	秘書広報課	順調	事業を拡大する

我孫子市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(我孫子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 我孫子市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） (<u>第1号部分休業</u>の承認) 第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u>	(部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごと</u><u>の勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>（次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）</u>を除く。） (<u>部分休業</u>の承認) 第18条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第5条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当</u>

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第18条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する**第1号部分休業**の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する**第1号部分休業**の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、か

該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第18条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する**部分休業**の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する**部分休業**の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2

つ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2

項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業

（以下「第2号部分休業」という。）

の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2

項の条例で定める1年の期間は、毎

時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2

項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3

項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が

<u>生ずると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第19条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 略 <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> 第20条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 略 <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> 第20条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>
--	--

（我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（介護休暇） 第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含	（介護休暇） 第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 略

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、我孫子市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向

む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 略

を確認するための措置

- (3) 我孫子市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立

の支障となる事情の改善に資する
事項に係る対象職員の意向を確認
するための措置

**3 任命権者は、第1項第3号又は前
項第3号の規定により意向を確認
した事項の取扱いに当たっては、当
該意向に配慮しなければならない。**

（配偶者等が介護を必要とする状
況に至った職員に対する意向確認
等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶
者等が当該職員の介護を必要とす
る状況に至ったことを申し出たと
きは、当該職員に対して、仕事と介
護との両立に資する制度又は措置
（以下この条及び次条において「介
護両立支援制度等」という。）その
他の事項を知らせるとともに、介護
両立支援制度等の請求等に係る当
該職員の意向を確認するための面
談その他の措置を講じなければな
らない。

2 略

（配偶者等が介護を必要とする状
況に至った職員に対する意向確認
等）

第19条 任命権者は、職員が配偶者等
が当該職員の介護を必要とする状
況に至ったことを申し出たときは、
当該職員に対して、仕事と介護との
両立に資する制度又は措置（以下こ
の条及び次条において「介護両立支
援制度等」という。）その他の事項
を知らせるとともに、介護両立支援
制度等の申告、請求又は申出（次条
において「請求等」という。）に係
る当該職員の意向を確認するため
の面談その他の措置を講じなければ
ならない。

2 略

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第8号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当) 第10条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員(次項において「管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年条例第3号。)第3条第1項に規定する週休日をいう。)又は休日(次項において「週休日等」という。)において1時間以上勤務をした場合に支給する。 2 略 (給与の減額) 第15条 職員が勤務しないときは、<u>我孫子市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第6号)の例により給与を減額する。</u>	(管理職員特別勤務手当) 第10条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員(次項において「管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年条例第3号。<u>以下「勤務時間条例」という。</u>)第3条第1項に規定する週休日をいう。)又は休日(次項において「週休日等」という。)において1時間以上勤務をした場合に支給する。 2 略 (給与の減額) 第15条 職員が勤務しないときは、<u>休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認(勤務時間条例第12条第2項に規定する無給休暇の承認を除く。)</u><u>のあつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> <u>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの</u>

	<u>子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）</u> <u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> <u>3 勤務 1 時間当たりの給与額については、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第 6 号）の例による。</u>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の我孫子市職員の育児休業等に関する条例第18条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、第 2 条の規定による改正後の我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第19条第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたもの

とみなす。

我孫子市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例に関する資料

1 改正内容

(1) 部分休業の取得形態の多様化

部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で30分を単位として取得できる形態に加え、1年度につき10日相当の勤務時間を超えない範囲内で1時間を単位として取得できる形態を新設し、職員はいずれかの形態を選択することができる。

改正後	現行					
① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと。（30分単位） <table><tr><td>2 h</td><td></td></tr></table> ※取得可能な時間帯：制限なし ② 1年につき10日相当の勤務時間（※）の範囲内で勤務しないこと。 【新設】 <table><tr><td>1日勤務しないこととする可</td></tr></table> ※10日相当の勤務時間：1日当たりの勤務時間に10（令和7年度は5）を乗じて得た時間	2 h		1日勤務しないこととする可	① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと。（30分単位） <table><tr><td>2 h</td><td></td></tr></table> ※取得可能な時間帯：勤務時間の始め又は終わり	2 h	
2 h						
1日勤務しないこととする可						
2 h						

(2) 部分休業等に係る取得可能な時間帯の制限の撤廃

部分休業、1時間を単位とする介護休暇及び介護時間について、取得可能な時間帯の制限が撤廃され、どの時間帯においても部分休業等を取得することができる。

(3) 仕事と育児の両立支援制度等の利用に関する職員の意向確認等

妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供及び当該制度の利用に係る意向確認等の措置を講じる。

(4) 我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「条例」という。)第19条第2項の規則で定める期間

条例第19条第2項の規則で定める期間は、同項に規定する3歳に満たない子を養育する職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

2 施行期日

令和7年10月1日

※ 附則第3項(3歳に満たない子を養育する職員に係る仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等)の規定は、公布の日。

我孫子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

(一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積に係る基準)

第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第21条第2号の規定の適用については、同号中「1.65平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる府令第25条の規定の適用については、同条第1号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」とあるのは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）」と、同条第2号中「認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」とあるのは「認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年千葉県条例第64号）」と、同条第3号中「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」とあるのは「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職

員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第41号）」
と、同条第4号中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成
26年厚生労働省令第61号）」とあるのは「我孫子市家庭的保育事業等の設
備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）」とする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

こども^{☆☆}誰^Qでも^{☆☆} 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・**家庭とは異なる経験**や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について](#) | [こども家庭庁](#)

我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後										改正前									
別表第 2 （第10条関係）										別表第 2 （第10条関係）									
駐 車 場 名	駐 車 区 画	区 分	定期使 用 （1台 につき）		一時使 用 （1台 につき）		期間使用 （1台に つき）		駐 車 場 名	駐 車 区 画	区 分	定期使 用 （1台 につき）		一時使 用 （1台 につき）		期間使用 （1台に つき）			
			自 転 車	原 動 機 付 自 転 車	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車	自 転 車					自 転 車	原 動 機 付 自 転 車	自 転 車					
							短 期	中 期						短 期	中 期				
我 孫 子 駅 北 口 自 転 車 駐	地 下 1 層 ラ ッ ク 上 段 ・	一 般 学 生 等	10,	略															
			200																
			円																
			7, 2																
我 孫 子 駅 北 口 自 転 車 駐	地 下 1 層 ラ ッ ク 上 段 ・	一 般 学 生 等	9, 0	略															
			00																
			円																
			6, 6																
我 孫 子 駅 北 口 自 転 車 駐	地 下 1 層 ラ ッ ク 上 段 ・	一 般 学 生 等	00																
			00																
			円																

車 場	地 下 2 層		
	地 下 1 層	一 般	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u>
		学 生 等	<u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>
	上 記 以 外 の 駐 車 区 画	一 般	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u>
		学 生 等	<u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>
	サ イ ク ラ ル パ ー ク ・ 天	地 下 1 層	<u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>
		学 生 等	<u>7,2</u> <u>00</u> <u>円</u>
		上 段 ・ 2	

車 場	地 下 2 層		
	地 下 1 層	一 般	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u>
		学 生 等	<u>9,6</u> <u>00</u> <u>円</u>
	上 記 以 外 の 駐 車 区 画	一 般	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u>
		学 生 等	<u>9,6</u> <u>00</u> <u>円</u>
	サ イ ク ラ ル パ ー ク ・ 天	地 下 1 層	<u>9,0</u> <u>00</u> <u>円</u>
		学 生 等	<u>6,6</u> <u>00</u> <u>円</u>
		上 段 ・ 2	

王 台 南	層 ラ ッ ク 上 段		
	地 下 ・ 1 層 ・ 2 層	一 般 学 生 等	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u>
	3 層 以 上	一 般 ・ 学 生 等	<u>7, 2</u> <u>00</u> <u>円</u>
	上 記 以	一 般	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u>

王 台 南	層 ラ ッ ク 上 段		
	地 下 ・ 1 層 ・ 2 層	一 般 学 生 等	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u>
	3 層 以 上	一 般 ・ 学 生 等	<u>6, 0</u> <u>00</u> <u>円</u>
	上 記 以	一 般	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u>

--

外 の 駐 車 区 画		学 生 等	10, 200 円		
1 層 （ 原 動 機 付 自 転 車 専 用 区 画 ）		一 般 ・ 学 生 等	略 33, 000 円	略	
サ イ ク ラ ル パ ー ク ・	地 下	一 般	10, 200 円	略	
	ラ ッ ク	学 生 等	7,2 00 円		
	上 段				
	・				

外 の 駐 車 区 画		学 生 等	9,6 00 円		
1 層 （ 原 動 機 付 自 転 車 専 用 区 画 ）		一 般 ・ 学 生 等	略 30, 000 円	略	
サ イ ク ラ ル パ ー ク ・	地 下	一 般	9,0 00 円	略	
	ラ ッ ク	学 生 等	6,6 00 円		
	上 段				
	・				

我 孫 子 南	1 層 ラ ツ ク 上 段 ・ 2 層 ラ ツ ク 上 段		
	地 下 ・ 1 層 ・ 2 層	一 般 学 生 等	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u>
			<u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>
	3 層	一 般 ・ 学 生 等	<u>7, 2</u> <u>00</u> <u>円</u>

我 孫 子 南	1 層 ラ ツ ク 上 段 ・ 2 層 ラ ツ ク 上 段		
	地 下 ・ 1 層 ・ 2 層	一 般 学 生 等	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u>
			<u>9, 6</u> <u>00</u> <u>円</u>
	3 層	一 般 ・ 学 生 等	<u>6, 0</u> <u>00</u> <u>円</u>

--

	上 記 以 外 の 駐 車 区 画	一 般 学 生 等	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u> <u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>		
本 町 3 丁 目 自 転 車 駐 車 場	1 層	一 般 学 生 等	<u>17,</u> <u>400</u> <u>円</u> 略		略
	2 層	一 般 学 生 等	<u>13,</u> <u>800</u> <u>円</u> <u>10,</u> <u>200</u> <u>円</u>		略
	3 層	一 般 ・ 学 生 等	<u>7, 2</u> <u>00</u> <u>円</u>		
	上	一	<u>17,</u>		

	上 記 以 外 の 駐 車 区 画	一 般 学 生 等	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u> <u>9, 6</u> <u>00</u> <u>円</u>		
本 町 3 丁 目 自 転 車 駐 車 場	1 層	一 般 学 生 等	<u>15,</u> <u>000</u> <u>円</u> 略	<u>30,</u> <u>000</u> <u>円</u>	略
	2 層	一 般 学 生 等	<u>12,</u> <u>000</u> <u>円</u> <u>9, 6</u> <u>00</u> <u>円</u>		略
	3 層	一 般 ・ 学 生 等	<u>6, 0</u> <u>00</u> <u>円</u>		
	上	一	<u>15,</u>		

	記	般	<u>400</u>		
	以		<u>円</u>		
	外	学	略		
	の	生			
	駐	等			
	車				
	区				
	画				
1	一	略	<u>33,</u>	略	
層	般		<u>000</u>		
(	・		<u>円</u>		
原	学				
動	生				
機	等				
付					
自					
転					
車					
専					
用					
区					
画					
)					
我	一		<u>15,</u>		
孫	般		<u>000</u>		
子	・		<u>円</u>		
駅	学				
北	生				
口	等				
原					
動					
機					
付					
自					
転					

	記	般	<u>000</u>		
	以		<u>円</u>		
	外	学	略		
	の	生			
	駐	等			
	車				
	区				
	画				
1	一	略	<u>30,</u>	略	
層	般		<u>000</u>		
(	・		<u>円</u>		
原	学				
動	生				
機	等				
付					
自					
転					
車					
専					
用					
区					
画					
)					
我	一		<u>12,</u>		
孫	般		<u>000</u>		
子	・		<u>円</u>		
駅	学				
北	生				
口	等				
原					
動					
機					
付					
自					
転					

車駐 車場			
我孫 子駅	一 般	<u>9,0</u> <u>00</u>	<u>15,</u> <u>000</u>
南口・ 第3 自転車 駐 車場	学 生 等	<u>円</u>	<u>円</u>
天王 台駅	一 般	<u>9,0</u> <u>00</u>	<u>15,</u> <u>000</u>
北口・ 第1 自転車 駐 車場	学 生 等	<u>円</u>	<u>円</u>
天王 台駅	一 般	<u>9,0</u> <u>00</u>	<u>15,</u> <u>000</u>
北口・ 第2 自転車 駐 車場	学 生 等	<u>円</u>	<u>円</u>
天王 台駅	一 般	<u>9,0</u> <u>00</u>	<u>15,</u> <u>000</u>
南口・ 第1 自転車	学 生	<u>円</u>	<u>円</u>

車駐 車場			
我孫 子駅	一 般	<u>6,0</u> <u>00</u>	<u>12,</u> <u>000</u>
南口・ 第3 自転車 駐 車場	学 生 等	<u>円</u>	<u>円</u>
天王 台駅	一 般	<u>6,0</u> <u>00</u>	<u>12,</u> <u>000</u>
北口・ 第1 自転車 駐 車場	学 生 等	<u>円</u>	<u>円</u>
天王 台駅	一 般	<u>6,0</u> <u>00</u>	<u>12,</u> <u>000</u>
北口・ 第2 自転車 駐 車場	学 生 等	<u>円</u>	<u>円</u>
天王 台駅	一 般	<u>6,0</u> <u>00</u>	<u>12,</u> <u>000</u>
南口・ 第1 自転車	学 生	<u>円</u>	<u>円</u>

車駐等 車場			
湖北一	5, 4	10,	
駅自般	00	800	
転車・	円	円	
駐車場			
新木一	5, 4	10,	
駅自般	00	800	
転車・	円	円	
駐車場			
布佐一	5, 4	10,	
駅自般	00	800	
転車・	円	円	
駐車場			
備考 略			

車駐等 車場			
湖北一	4, 2	8, 4	
駅自般	00	00	
転車・	円	円	
駐車場			
新木一	4, 2	8, 4	
駅自般	00	00	
転車・	円	円	
駐車場			
布佐一	4, 2	8, 4	
駅自般	00	00	
転車・	円	円	
駐車場			
備考 略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する
条例の規定による我孫子市自転車駐車場の使用料の徴収その他これを徴収

するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

料金改定 新旧対照表

名称	種別	位置	使用者区分	料金		
				現在（旧）	改定案（新）	増減
我孫子駅北口	自転車	B 1 上段	一般	¥9,000	¥10,200	¥1,200
	自転車	B 1 下段	一般	¥12,000	¥13,800	¥1,800
	自転車	B 2	一般	¥9,000	¥10,200	¥1,200
	自転車	B 1 上段	学生等	¥6,600	¥7,200	¥600
	自転車	B 1 下段	学生等	¥9,600	¥10,200	¥600
	自転車	B 2	学生等	¥6,600	¥7,200	¥600
サイクルパーク天王台南	自転車	B 1 ・ 2 F 上段	一般	¥9,000	¥10,200	¥1,200
	自転車	B 1 ・ 2 F 下段	一般	¥12,000	¥13,800	¥1,800
	自転車	3 F	—	¥6,000	¥7,200	¥1,200
	バイク	1 F	—	¥30,000	¥33,000	¥3,000
	自転車	B 1 ・ 2 F 上段	学生等	¥6,600	¥7,200	¥600
	自転車	B 1 ・ 2 F 下段	学生等	¥9,600	¥10,200	¥600
サイクルパーク我孫子南	自転車	B 1 ・ 2 F 上段	一般	¥9,000	¥10,200	¥1,200
	自転車	B 1 ・ 2 F 下段	一般	¥12,000	¥13,800	¥1,800
	自転車	3 F	—	¥6,000	¥7,200	¥1,200
	自転車	B 1 ・ 2 F 上段	学生等	¥6,600	¥7,200	¥600
	自転車	B 1 ・ 2 F 下段	学生等	¥9,600	¥10,200	¥600
本町 3 丁目	自転車	1 F	一般	¥15,000	¥17,400	¥2,400
	自転車	2 F	一般	¥12,000	¥13,800	¥1,800
	自転車	3 F	—	¥6,000	¥7,200	¥1,200
	バイク	1 F	—	¥30,000	¥33,000	¥3,000
	自転車	1 F	学生等	¥12,600	¥12,600	¥0
	自転車	2 F	学生等	¥9,600	¥10,200	¥600
我孫子駅北口（原付）	バイク		—	¥12,000	¥15,000	¥3,000
我孫子駅南口第 3	自転車		—	¥6,000	¥9,000	¥3,000
	バイク		—	¥12,000	¥15,000	¥3,000
天王台駅北口第 1	自転車		—	¥6,000	¥9,000	¥3,000
	バイク		—	¥12,000	¥15,000	¥3,000
天王台駅北口第 2	自転車		—	¥6,000	¥9,000	¥3,000
	バイク		—	¥12,000	¥15,000	¥3,000
天王台駅南口第 1	自転車		—	¥6,000	¥9,000	¥3,000
	バイク		—	¥12,000	¥15,000	¥3,000
湖北駅北口	自転車		—	¥4,200	¥5,400	¥1,200
	バイク		—	¥8,400	¥10,800	¥2,400
湖北駅南口	自転車		—	¥4,200	¥5,400	¥1,200
	バイク		—	¥8,400	¥10,800	¥2,400
新木駅北口	自転車		—	¥4,200	¥5,400	¥1,200
	バイク		—	¥8,400	¥10,800	¥2,400
新木駅南口	自転車		—	¥4,200	¥5,400	¥1,200
	バイク		—	¥8,400	¥10,800	¥2,400
布佐駅南口	自転車		—	¥4,200	¥5,400	¥1,200
	バイク		—	¥8,400	¥10,800	¥2,400
布佐駅東口	自転車		—	¥4,200	¥5,400	¥1,200
	バイク		—	¥8,400	¥10,800	¥2,400

我孫子市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の
設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

我孫子市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する基準を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正
する。

改正後	改正前
（園路及び広場） 第3条 不特定かつ多数（以下「不特定多数」という。）の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）から（5）まで 略 （6） 高齢者等が転落するおそれのある場合には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者等の転	（園路及び広場） 第3条 不特定かつ多数（以下「不特定多数」という。）の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）から（5）まで 略 （6） 高齢者等が転落するおそれのある場合には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者等の転

落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 略	落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 略
---------------------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市水道事業給水条例及び我孫子市下水道条例の一部を改正する
条例

(我孫子市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 我孫子市水道事業給水条例（平成2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後

(趣旨)

第 1 条 この条例は、我孫子市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第 7 号）により市が設置する水道事業の給水について、水道法（昭和32年法律第177号）第14条に規定する料金及び給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(料金)

第21条 料金は、1月について、基本料金と従量料金との合計額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。第25条において同じ。）とする。

2 基本料金は、次の表のとおりとする。

用途	量水器の口径	金額

改正前

(趣旨)

第 1 条 この条例は、我孫子市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第 7 号。以下「設置条例」という。）により市が設置する水道事業の給水について、水道法（昭和32年法律第177号）第14条に規定する料金及び給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(料金)

第21条 料金は、1月について、次の表に定めるところにより算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。第25条において同じ。）とする。

用途	基本料金		超過料金（1立方メートルについて）	
	基本水	料金	超過水	料金

一般用（浴場営業用）	13ミリメートル	1,287円
（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の価格の統制額の指定を受ける公衆浴場用をいう。以下同じ。）	20ミリメートル	1,529円
	25ミリメートル	2,200円
	30ミリメートル	2,640円
	40ミリメートル	3,520円
	50ミリメートル	4,400円
	75ミリメートル	6,600円
	100ミリメートル	8,800円
	150ミリメートル	13,200円
	200ミリメートル	17,600円
	250ミリメートル	22,000円
浴場営業用		6,215円

3 従量料金は、次の表のとおりとする。

	量		量	
一般用（浴場営業用以外）の用途をいう。以下同じ。）	5立方メートルまで	1,166円	6立方メートルから10立方メートルまで	24.2円
			11立方メートルから20立方メートルまで	159.5円
			21立方メートルから30立方メートルまで	207.9円
			31立方メートルから40立方メートルまで	260.7円

<u>用途</u>	<u>使用水量</u>	<u>金額（１立方メートルについて）</u>
<u>一般用</u>	<u>１立方メートルから１０立方メートルまで</u>	<u>３３円</u>
	<u>１１立方メートルから２０立方メートルまで</u>	<u>２０３．５円</u>
	<u>２１立方メートルから３０立方メートルまで</u>	<u>２６１．８円</u>
	<u>３１立方メートルから４０立方メートルまで</u>	<u>３２８．９円</u>
	<u>４１立方メートルから５０立方メートルまで</u>	<u>４００．４円</u>
	<u>５１立方メートルから１,０００立方メートルまで</u>	<u>４７９．６円</u>
	<u>１,００１立方</u>	<u>４４５．５円</u>

			<u>４１立方メートルから５０立方メートルまで</u>	<u>３１７．９円</u>
			<u>５１立方メートルから１００立方メートルまで</u>	<u>３８０．６円</u>
			<u>１０１立方メートル以上</u>	<u>４４５．５円</u>
<u>浴場</u>	<u>１００立方メートルまで</u>	<u>６,２１５円</u>	<u>１０１立方メートル以上</u>	<u>９９円</u>
<u>営業用（物価統制令（昭和２１年勅令第１１８号）第４条の規定</u>				

	メートル以 上	
浴場営業用	101立方メ ートル以上	99円

により入浴料金の価格の統制額の指定を受ける公衆浴場を用いる。以下同じ。）				
--------------------------------------	--	--	--	--

（料金の算定）

第22条 料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ局長が定めた日をいう。以下同じ。）に量水器の検針を行い、その計量した使用水量をもつてその日の属する月分及びその前月分の料金を算定するものとする。この場合において、各月の使用水量は等量とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数をいずれか一方の月の使用

（料金の算定）

第22条 料金は、毎月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ局長が定めた日をいう。以下同じ。）に量水器の検針を行い、検針した水量に1立方メートル未満の端数があるときは、次回に繰り越し、その計量した使用水量をもつて算定する。

水量に加えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、局長は、毎月量水器の検針を行い、又は定例日を変更して量水器の検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 局長は、量水器に異常があつたときその他使用水量が不明のときは、前4月以内又は後4月以内の使用水量その他の事情を考慮して、当該使用水量を認定するものとする。

- 2 略

(特別な場合における料金等の算定)

第25条 第21条の規定にかかわらず、算定期間(定例日の翌日から次の定例日までの期間をいう。以下この項において同じ。)の中途において、給水を開始し、中止し、又は廃止する届出があつた場合の当該算定期間の基本料金は、同条第2項に規定する基本料金に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 使用日数が15日以内のとき
100分の50

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、局長は、定例日以外の日に量水器の検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 局長は、量水器に異常があつたときその他使用水量が不明のときは、前3月以内又は後3月以内の使用水量その他の事情を考慮して、当該使用水量を認定するものとする。

- 2 略

(特別な場合における料金等の算定)

第25条 月(定例日の翌日から次の定例日までをいう。以下この条において同じ。)の中途において、給水を開始し、中止し、又は廃止する届出があつた場合の当該月の料金は、次に定めるところにより算定する。給水を再び開始するときも、また同様とする。

- (1) 使用水量が3立方メートル未満の場合 第21条に規定する基本料金の額に2分の1を乗じて得た

(2) 使用日数が16日以上30日以内
のとき 100分の100

(3) 使用日数が31日以上45日以内
のとき 100分の150

(4) 使用日数が46日以上のとき
100分の200

2 月（定例日の翌日から起算して1月を経過する日までの間又は当該1月を経過する日の翌日から次の定例日までの間をいう。以下この項において同じ。）の中途において、第21条第2項及び第3項に規定する用途を変更する届出があつた場合の当該月の料金は、当該月の使用水量につき使用日数の多い用途（当該月について変更前の用途による使用日数と変更後の用途による使用日数が同日である場合にあっては変更後の用途）を適用して算定する。

3 臨時給水又は応急給水を受けた場合の料金は、使用水量1立方メートルについて479.6円とする。
（料金の徴収）

第26条 料金は、隔月に徴収する。ただし、局長が必要と認める場合は、変更することができる。

額

(2) 使用水量が3立方メートル以上の場合 第21条の規定により算定した額

2 月の中途において、第21条に規定する用途を変更する届出があつた場合の当該月の料金は、当該月の使用水量につき使用日数の多い用途（当該月について変更前の用途による使用日数と変更後の用途による使用日数が同日である場合にあっては変更後の用途）を適用して算定する。

3 臨時給水又は応急給水を受けた場合の料金は、使用水量1立方メートルについて349.8円とする。
（料金の徴収）

第26条 料金は、毎月徴収する。ただし、局長が必要と認める場合は、変更することができる。

2 略

(手数料)

第27条 手数料は、次に定めるところによる。

納付義務者	手数料
略	

2 略

(給水の停止)

第33条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間給水を停止することができる。

(1)及び(2) 略

(3) **第21条第1項**若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金を、局長が指定する納付期限までに納付しないとき。

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

(1)から(3)まで 略

(4) **第21条第1項**若しくは第25条

2 略

(手数料)

第27条 手数料は、次に定めるところによる。

納付義務者	手数料
閉栓の申込 みをする者	閉栓手数料 1件につ いて
	営業時間内 500円
	営業時間外 750円
略	

2 略

(給水の停止)

第33条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間給水を停止することができる。

(1)及び(2) 略

(3) **第21条**若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金を、局長が指定する納付期限までに納付しないとき。

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

(1)から(3)まで 略

(4) **第21条**若しくは第25条第1項

第 1 項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者 (料金を免れた者に対する過料) 第35条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて、第21条第 1 項若しくは第25条第 1 項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金の徴収を免れた者に対し、その免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。	の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者 (料金を免れた者に対する過料) 第35条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて、第21条若しくは第25条第 1 項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金の徴収を免れた者に対し、その免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。
--	--

(我孫子市下水道条例の一部改正)

第 2 条 我孫子市下水道条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(排水設備等の工事の検査) 第 9 条 排水設備等<u>の</u>新設等を行つた者は、その工事を完了した日から 5 日以内に到達するようにその旨を市長に届け出てその工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受け	(排水設備等の工事の検査) 第 9 条 排水設備等<u>と</u>新設等を行つた者は、その工事を完了した日から 5 日以内に到達するようにその旨を市長に届け出てその工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受け

なければならない。

2 略

（排水設備等の工事の実施）

第10条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。ただし、市が工事を施行するとき、又は災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の徴収）

第15条 略

2 使用料は、預金口座振替、納入通知書又は集金により 2月分をまとめて徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 使用料は、納入通知書を発行した日の属する月の末日から起算して20日以内に納入しなければならない。

4 略

（許可を要しない軽微な変更）

第21条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更とは、公共下水道の施設の機能を妨げ又はその施設を

なければならない。

2 略

（排水設備等の工事の実施）

第10条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。ただし、市が工事を施行するときは、この限りでない。

（使用料の徴収）

第15条 略

2 使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、預金口座振替、納入通知書又は集金により徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、2月分をまとめて徴収することができる。

3 使用料は、毎使用月の終日から起算して20日以内に納入しなければならない。

4 略

（許可を要しない軽微な変更）

第21条 法第24条第1項で条例で定める軽微な変更とは、公共下水道の施設の機能を妨げ又はその施設を

損傷するおそれのない物件（地上に 存する部分に限る。）に対する添加 であつて、同項の許可を受けた者が 当該施設又は工作物その他の物件 を設ける目的で付随して行うもの とする。	損傷するおそれのない物件（地上に 存する部分に限る。）に対する添加 であつて、同項の許可を受けた者が 当該施設又は工作物その他の物件 を設ける目的で付随して行うもの とする。
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第２条中我孫子市下水道条例第９条第１項、第10条ただし書及び第21条の改正規定 公布の日

(2) 第１条中我孫子市水道事業給水条例第22条、第24条第１項及び第26条第１項の改正規定並びに第２条中我孫子市下水道条例第15条の改正規定 令和８年６月１日

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前から継続して水道水の供給を受ける水道使用者等の同日以後最初に行う検針に係る水道料金については、第１条の規定による改正後の我孫子市水道事業給水条例第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
（定員） 第2条 団員の定数は、222人とする。 （報酬） 第11条 略 2 団員（規則で定める団員を除く。）には、次により年額報酬を支給する。 略 3 及び 4 略 5 年額報酬は、当該年度分をその翌年度の4月に支給する。 6 出動報酬の支給方法は、次の表のとおりとする。 <table><tr><td>出動した日の属</td><td>支給月</td></tr></table>	出動した日の属	支給月	（定員） 第2条 団員の定数は、266人とする。 （報酬） 第11条 略 2 団員には、次により年額報酬を支給する。 略 3 及び 4 略 5 年額報酬の支給方法は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>任用期間</th><th>支給月</th></tr><tr><td>4月から6月まで</td><td>7月</td></tr><tr><td>7月から9月まで</td><td>10月</td></tr><tr><td>10月から12月まで</td><td>1月</td></tr><tr><td>1月から3月まで</td><td>4月</td></tr></table> 6 出動報酬の支給方法については、前項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「任用期間」とあるのは、「出動した日の属する月」と読み替えるものとする。	任用期間	支給月	4月から6月まで	7月	7月から9月まで	10月	10月から12月まで	1月	1月から3月まで	4月
出動した日の属	支給月												
任用期間	支給月												
4月から6月まで	7月												
7月から9月まで	10月												
10月から12月まで	1月												
1月から3月まで	4月												

<u>する月</u>	
<u>4月から6月ま</u> <u>で</u>	<u>7月</u>
<u>7月から9月ま</u> <u>で</u>	<u>10月</u>
<u>10月から12月ま</u> <u>で</u>	<u>1月</u>
<u>1月から3月ま</u> <u>で</u>	<u>4月</u>
7 から 9 ま で 略	7 から 9 ま で 略

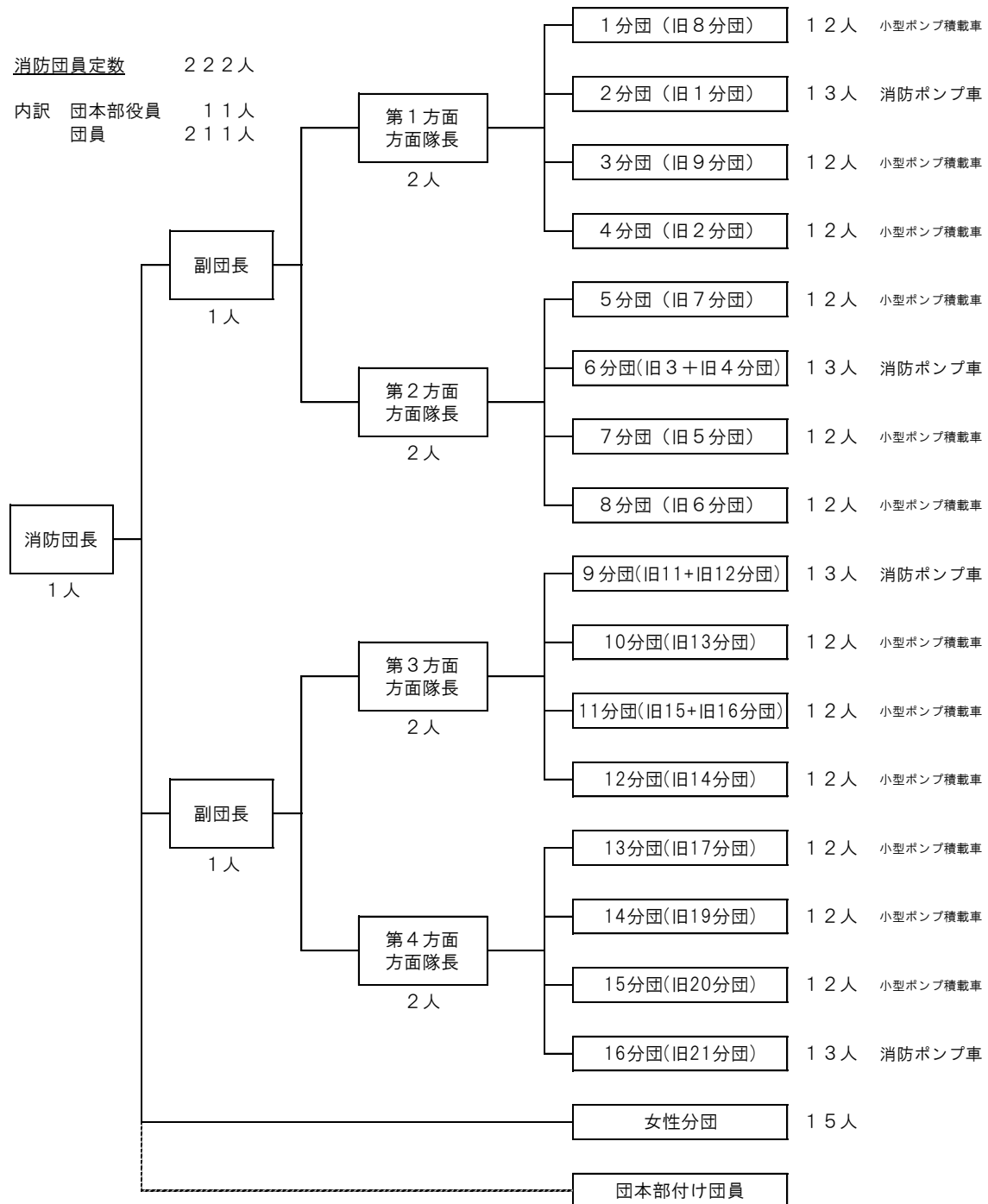
附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

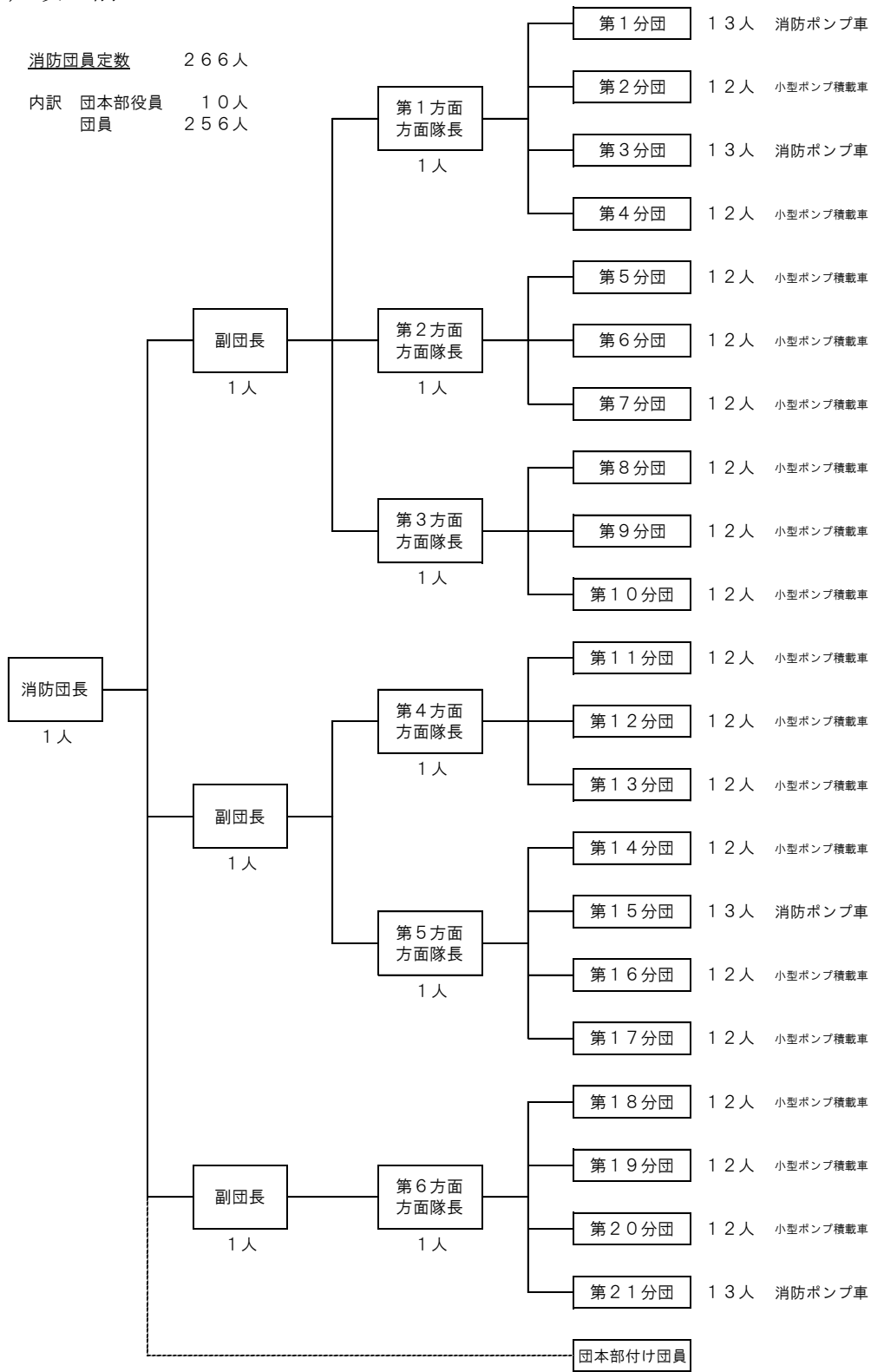
我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例に関する資料

1 消防団の組織図

(1) 改正後



(2) 改正前



2 消防団の管轄区域

(1) 改正後

方面及び分団名		主な管轄区域
第1方面隊	第1分団	台田1丁目～4丁目、根戸、根戸新田、呼塚新田、船戸1丁目～3丁目、布施、布施下、弁天下、久寺家、久寺家1丁目、久寺家2丁目、北新田の一部、つくし野、つくし野1丁目～7丁目、我孫子の一部、我孫子1丁目～4丁目、白山1丁目～3丁目、本町1丁目～3丁目、我孫子新田、緑1丁目、緑2丁目、寿1丁目、寿2丁目、若松、並木5丁目～9丁目、栄、泉
	第2分団	
	第3分団	
	第4分団	
第2方面隊	第5分団	北新田の一部、我孫子の一部、柴崎、柴崎台1丁目～5丁目、青山、南青山、青山台1丁目～4丁目、高野山、高野山新田、天王台1丁目～6丁目、東我孫子1丁目、東我孫子2丁目、日の出、下ヶ戸、岡発戸、岡発戸新田、都部、都部新田の一部、都部村新田、上沼田の一部、湖北台9丁目、湖北台10丁目、
	第6分団	
	第7分団	
	第8分団	
第3方面隊	第9分団	中峠、中峠台、湖北台1丁目～8丁目、都部新田の一部、中峠村下、中里、中里新田、上沼田の一部、古戸、日秀、日秀新田、中沼田、新木の一部、新木村下
	第10分団	
	第11分団	
	第12分団	
第4方面隊	第13分団	新木の一部、新木野1丁目～4丁目、南新木1丁目～4丁目、大作新田、下沼田、江蔵地、布佐、布佐1丁目、布佐平和台1丁目～7丁目、浅間前新田、浅間前、布佐下新田、三河屋新田、相島、相島新田、都、布佐西町、新々田
	第14分団	
	第15分団	
	第16分団	

(2) 改正前

方面及び分団名		管 轄 区 域
第1方面隊	第1分団	つくし野1丁目の一部、つくし野2丁目の一部、我孫子1丁目、我孫子4丁目、本町1丁目～3丁目、白山1丁目、白山2丁目、緑1丁目、我孫子新田の一部
	第2分団	並木5丁目～8丁目、栄、寿1丁目、寿2丁目、緑2丁目、若松、我孫子新田の一部、泉
	第3分団	柴崎の一部、我孫子の一部、並木9丁目、柴崎台1丁目～5丁目、北新田の一部
	第4分団	青山、南青山、青山台1丁目～4丁目、柴崎の一部、下ヶ戸の一部、日の出、北新田の一部、中峠の一部
第2方面隊	第5分団	下ヶ戸の一部、東我孫子1丁目、東我孫子2丁目の一部、岡発戸、岡発戸新田、都部の一部、柴崎の一部、天王台1丁目の一部、天王台2丁目の一部、天王台3丁目の一部、天王台6丁目の一部
	第6分団	岡発戸の一部、都部の一部、都部新田の一部、都部村新田、中峠の一部、湖北台6丁目の一部、湖北台7丁目の一部、湖北台9丁目、湖北台10丁目、上沼田の一部、下ヶ戸の一部
	第7分団	天王台1丁目の一部、天王台2丁目の一部、天王台3丁目の一部、天王台4丁目、天王台5丁目、天王台6丁目の一部、柴崎の一部、我孫子の一部、我孫子新田の一部、高野山、高野山新田
第3方面隊	第8分団	つくし野3丁目の一部、つくし野4丁目、布施の一部、我孫子2丁目、我孫子3丁目、台田1丁目～4丁目、船戸1丁目～3丁目、白山3丁目、根戸、根戸新田、呼塚新田
	第9分団	久寺家の一部、久寺家1丁目の一部、久寺家2丁目の一部、布施の一部、つくし野、つくし野1丁目の一部、つくし野2丁目の一部、つくし野3丁目の一部、つくし野5丁目～7丁目、我孫子の一部

	第10分団	久寺家の一部、久寺家1丁目の一部、久寺家2丁目の一部、布施の一部、布施下、北新田の一部、弁天下
第4方面隊	第11分団	中峠の一部、中峠台、湖北台1丁目の一部、湖北台3丁目～5丁目、湖北台6丁目の一部、湖北台7丁目の一部、湖北台8丁目、都部新田の一部、中峠村下、中里の一部、中里新田の一部、上沼田の一部
	第12分団	中峠の一部
	第13分団	中里の一部、中里新田の一部、日秀新田の一部、湖北台1丁目の一部、湖北台2丁目、上沼田の一部、中沼田の一部
第5方面隊	第14分団	古戸の一部、中峠の一部
	第15分団	中里の一部、日秀の一部、日秀新田の一部、中沼田の一部
	第16分団	古戸の一部、新木の一部、日秀の一部、日秀新田の一部、新木村下の一部、中沼田の一部
	第17分団	新木の一部、新木村下の一部、新木野1丁目、中沼田の一部、下沼田の一部、南新木2丁目～4丁目
第6方面隊	第18分団	新木の一部、新木野2丁目～4丁目、江蔵地、布佐の一部
	第19分団	布佐平和台1丁目～7丁目、大作新田、浅間前新田、布佐下新田、三河屋新田、相島新田、新々田、下沼田の一部、布佐の一部、南新木1丁目
	第20分団	布佐の一部、布佐1丁目の一部
	第21分団	布佐の一部、布佐1丁目の一部、都、布佐西町

3 年額報酬を支給しない団員

団本部付け分団（女性分団）以外の団員（団本部付け団員）

我孫子市議会議員及び我孫子市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市議会議員及び我孫子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（選挙運動用ビラの作成の公費負担） 第6条 候補者は、<u>8 円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払） 第8条 我孫子市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8 円38銭</u>を超える場合には、<u>8 円38銭</u>）に、当該選挙運	（選挙運動用ビラの作成の公費負担） 第6条 候補者は、<u>7 円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払） 第8条 我孫子市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7 円73銭</u>を超える場合には、<u>7 円73銭</u>）に、当該選挙運

動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払）

第11条 我孫子市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、**586円88銭**に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、

動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払）

第11条 我孫子市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、**541円31銭**に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、

当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の我孫子市議会議員及び我孫子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第9条関係） 表 略 備考 宿泊キャンプ <u>の</u> 宿泊日数は、 2泊を限度とする。	別表（第9条関係） 表 略 備考 宿泊キャンプ <u>は、原則として</u> <u>4月1日から10月31日までの間と</u> <u>し、かつ、</u> 宿泊日数は、2泊を限度とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年第3回市議会定例会提出予定議案

	議 案	議 案 要 旨
議案 1	我孫子市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、既存の部分休業について取得することができる時間帯の制限を撤廃し、及び1年度につき10日相当を超えない範囲内で1時間を単位として取得できる部分休業の形態を新設するとともに、妊娠、出産等の申出をした職員等に対する意向確認等の措置を定め、併せて関係条例の条文を整備するもの 【人事課・経営課】
議案 2	我孫子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの 【保育課】
議案 3	我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	受益者負担の適正化のため、自転車駐車場の使用料を改定するもの 【交通政策課】
議案 4	我孫子市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条文を整理するもの 【公園緑地課】
議案 5	我孫子市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	将来に渡り地域の防災力を高める組織体制を維持するため、消防団の組織を見直すことから、団員の定数を改めるとともに、条文を整備するもの 【警防課】
議案 6	我孫子市水道事業給水条例及び我孫子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	老朽化した施設の更新、管路の耐震化等を実施するための資金を確保し、健全な経営を維持するため、水道料金を改定し、並びに水道料金及び下水道使用料の徴収を隔月にするとともに、条文を整備するもの 【給水課・下水道課】
議案 7	我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	利用者からの要望を踏まえ、年間を通じて、宿泊キャンプをすることができることとするもの 【文化・スポーツ課】
議案 8	我孫子市議会議員及び我孫子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用のビラ及びポスターの作成の公費負担に係る限度額を引き上げるもの 【選挙管理委員会事務局】

議案 9	工事請負契約の締結について	我孫子市旧クリーンセンター解体及び土壌汚染対策工事の請負契約を締結するもの ○契約の目的 我孫子市旧クリーンセンター解体及び土壌汚染対策工事 ○契約の方法 公募型競争入札による契約 ○契約金額 1,662,100,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 151,100,000円) ○契約の相手方 村本・板橋特定建設工事共同企業体 構成員 村本建設株式会社 千葉営業所 (代表者) 千葉市中央区新町17番16号 所長 今枝 利夫 構成員 株式会社板橋建設 我孫子市布佐西町73番地の9 代表取締役 板橋 登志男 【資源循環推進課】						
議案 10	損害賠償の額の決定について	第2期基幹システム運用業務委託契約の契約期間満了前の解約について、賠償相手方と協議が整ったため、当該事案に係る損害賠償の額を定めるもの 損害賠償の額 48,704,736円 【デジタル戦略課】						
議案 11	損害賠償の額の決定について	令和5年6月2日、我孫子市つくし野1丁目1番2号地先国道6号において職員が公用車で起こした事故について、賠償相手方と協議が整ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定めるもの 損害賠償の額 1,688,390円 【社会福祉課】						
議案 12	令和7年度我孫子市一般会計補正予算（第3号）	<table> <tr> <td>予算現額</td><td>補正予算額</td><td>計（千円）</td></tr> <tr> <td>50,002,000</td><td>609,000</td><td>50,611,000</td></tr> </table> 【財政課】	予算現額	補正予算額	計（千円）	50,002,000	609,000	50,611,000
予算現額	補正予算額	計（千円）						
50,002,000	609,000	50,611,000						

議案 13	令和 7 年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	予算現額 11,790,000	補正予算額 81,525	計 (千円) 11,871,525	【国保年金課】
議案 14	令和 7 年度我孫子市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	予算現額 13,230,000	補正予算額 216,080	計 (千円) 13,446,080	【高齢者支援課】
議案 15	令和 7 年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	予算現額 2,818,000	補正予算額 31,898	計 (千円) 2,849,898	【国保年金課】
議案 16	令和 7 年度我孫子市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	既決予定額 収益的收入 3,193,040 収益の支出 2,852,106 資本的收入 2,077,215 資本の支出 2,621,215	補正予定額 6,253 6,253 12,535 △2,976	計 (千円) 3,199,293 2,858,359 2,089,750 2,618,239	【下水道課】
議案 17	令和 7 年度我孫子市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	既決予定額 収益的收入 2,745,501 収益の支出 2,695,880 資本的收入 831,642 資本の支出 1,827,417	補正予定額 7 △11,249 91,211 3,453	計 (千円) 2,745,508 2,684,631 922,853 1,830,870	【経営課】
議案 18	令和 6 年度我孫子市一般会計歳入歳出決算の認定について	歳入 48,328,228	歳出 47,523,722	差引額 804,506	繰越財源 99,778 実質収支(千円) 704,728 【財政課】
議案 19	令和 6 年度我孫子市国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	歳入 11,097,836	歳出 11,022,763	差引額 75,073	繰越財源 0 実質収支(千円) 75,073 【国保年金課】

議案 20	令和 6 年度我孫子市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	歳入 12, 439, 167	歳出 12, 299, 017	差引額 140, 150	繰越財源 0	実質収支(千円) 140, 150 【高齢者支援課】												
議案 21	令和 6 年度我孫子市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	歳入 2, 725, 616	歳出 2, 691, 288	差引額 34, 328	繰越財源 0	実質収支(千円) 34, 328 【国保年金課】												
議案 22	令和 6 年度我孫子市下水道事業会計剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	○剰余金の処分 未処分利益剰余金残高 706, 627 千円 資本金への組入 △342, 000 千円 減債積立金の積立 △360, 000 千円 処分後残高 4, 627 千円 ○決算 <table><tr><td></td><td>収入</td><td>支出</td><td>差引額(千円)</td></tr><tr><td>収益的収支</td><td>3, 103, 199</td><td>2, 691, 659</td><td>411, 540</td></tr><tr><td>資本的収支</td><td>1, 264, 693</td><td>1, 776, 984</td><td>△512, 291</td></tr></table> 【下水道課】						収入	支出	差引額(千円)	収益的収支	3, 103, 199	2, 691, 659	411, 540	資本的収支	1, 264, 693	1, 776, 984	△512, 291
	収入	支出	差引額(千円)															
収益的収支	3, 103, 199	2, 691, 659	411, 540															
資本的収支	1, 264, 693	1, 776, 984	△512, 291															
議案 23	令和 6 年度我孫子市水道事業会計剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	○剰余金の処分 未処分利益剰余金残高 177, 953 千円 資本金への組入 △166, 953 千円 建設改良積立金の積立 △11, 000 千円 処分後残高 0 千円 ○決算 <table><tr><td></td><td>収入</td><td>支出</td><td>差引額(千円)</td></tr><tr><td>収益的収支</td><td>2, 780, 639</td><td>2, 521, 885</td><td>258, 754</td></tr><tr><td>資本的収支</td><td>455, 440</td><td>810, 414</td><td>△354, 974</td></tr></table> 【経営課】						収入	支出	差引額(千円)	収益的収支	2, 780, 639	2, 521, 885	258, 754	資本的収支	455, 440	810, 414	△354, 974
	収入	支出	差引額(千円)															
収益的収支	2, 780, 639	2, 521, 885	258, 754															
資本的収支	455, 440	810, 414	△354, 974															

報告 1	専決処分の報告及び承認について（令和 7 年度我孫子市一般会計補正予算（第 2 号））	定額減税補足給付金（不足額給付）の支給に要する経費の予算措置について、急を要するため、令和 7 年度我孫子市一般会計補正予算（第 2 号）に係る専決処分をしたので、その承認を求めるもの 【財政課】
報告 2	令和 6 年度我孫子市下水道事業会計継続費精算報告書の報告について	我孫子市下水道事業会計の継続費に係る継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により報告するもの 対象事業及び会計 ・布佐排水区の整備（雨水幹線整備工事（5 工区）分） 下水道事業会計 款 1 資本的支出 項 1 建設改良費 全体計画額 総額 290,000,000 円 実績額 総額 289,972,100 円 【下水道課】
報告 3	令和 6 年度我孫子市水道事業会計継続費精算報告書の報告について	我孫子市水道事業会計の継続費に係る継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により報告するもの 対象事業及び会計 ・湖北台浄水場高度浄水処理設備監視操作制御盤及び活性炭制御装置盤更新工事 水道事業会計 款 1 資本的支出 項 2 改良事業費 全体計画額 総額 46,915,000 円 実績額 総額 46,200,000 円 【経営課】

報告 4	令和 6 年度我孫子市健全化判断比率等の報告について	令和 6 年度我孫子市健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により報告するもの 実 質 赤 字 比 率 — % 連結実質赤字比率 — % 実質公債費比率 2. 3 % 将 来 負 担 比 率 — % 資 金 不 足 比 率 我孫子市下水道事業会計 — % 我孫子市水道事業会計 — % 【財政課】
報告 5	債権の放棄について	我孫子市債権管理条例第 6 条の規定により、債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告するもの 【財政課】
報告 6	専決処分の報告について（和解）	事件の概要 ふるさと納税業務の委託先である株式会社フューチャーリンクネットワークが、誤ってウェブサイト楽天市場内の我孫子市のふるさと納税に係るウェブページを削除したことにより、令和 7 年 4 月 3 0 日午後 7 時 3 7 分から翌日の午後 1 0 時頃までの間、当該ウェブページを利用して我孫子市に寄附をすることができない状態となり、及び同年 4 月 3 0 日以前に投稿された返礼品に関するレビューが削除され、復元できない状態となった。 和解の相手方 船橋市西船 4 丁目 1 9 番 3 号 株式会社フューチャーリンクネットワーク 代表取締役 石井 丈晴 専決処分日 令和 7 年 7 月 1 4 日 和解条項 1 我孫子市（以下「甲」という。）及び株式会社フューチャーリンク

		ネットワーク（以下「乙」という。）は、次の各号に記載する事項を確認する。 （１） 乙が令和７年４月３０日に誤って行った甲のふるさと納税に係るウェブページの削除（以下「本件行為」という。）により、当該ウェブページを利用した甲への寄附ができなくなったこと（以下「本件問題１」という。）。 （２） 甲及び乙の作業により、本件問題１は解消したこと。 （３） 本件行為により、当該ウェブページ内に投稿された返礼品に係るレビューが削除されたこと（以下「本件問題２」という。）。 ２ 乙は、本件問題１により生じた損害の賠償金として、金２１，４５４円を甲に対して支払う。 ３ 乙は、前項に定める額を甲からの請求書受領後３０日以内に甲の指定する口座に送金して支払う。この場合において、振込手数料は、乙の負担とする。 ４ 乙は、本件問題２により生じた損害の賠償として、甲のふるさと納税に係るウェブページを利用して甲への寄附を行い、新たにレビューを投稿した寄附者のうち、先着１００人に対して粗品を提供するレビューキャンペーンを、乙の負担において実施する。 ５ 甲及び乙は、第３項に基づく乙から甲への支払及び前項に基づく乙のレビューキャンペーンの実施をもって本件問題１及び本件問題２に係る問題は全て円満に解決されることに合意し、本和解条項において明示的に合意したものを除き、本件問題１及び本件問題２に関し甲乙間には何らの債権債務がないことを確認する。 ６ 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本和解条項に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。 【企画政策課】
--	--	--

報告 7	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）	令和 7 年 5 月 1 日正午頃、職員が我孫子市古戸 6 9 6 番地我孫子市民体育館駐車場において、駐車するために公用車を後進させようとしたところ、ギアが切り替わっていないことに気付かずに前進させてしまい、前方に駐車中の賠償相手方の乗用車に衝突し、当該乗用車の左側フロントバンパー、ヘッドライト等を損傷させるとともに、当該衝突により、当該乗用車が押し出されたことで、当該乗用車の後方に設置されていたポールに当該乗用車が接触してしまい、当該乗用車の右側リアバンパー、テールライト等を損傷させた。 (1) 専決処分日 令和 7 年 7 月 2 9 日 (2) 損害賠償の額 5 3 8, 1 5 0 円 (3) 過失割合 市 1 0 0 % 相手方 0 % 【教育相談センター】 令和 6 年 1 2 月 9 日午後 3 時 4 0 分頃、我孫子市我孫子 1 0 3 7 番地先国道 6 号において、警防調査中の消防職員が消防自動車を側道へ進入させたところ、当該消防自動車の右側面が、賠償相手方が当該側道入口に設置した道路標識と接触し、当該道路標識を損傷させた。 (1) 専決処分日 令和 7 年 8 月 4 日 (2) 損害賠償の額 5 7, 0 0 0 円 (3) 過失割合 市 1 0 0 % 相手方 0 % 【消防本部総務課】 令和 7 年 7 月 1 日午前 1 0 時 3 0 分頃、職員が我孫子市本町 2 丁目 1 番 1 号 J R 我孫子駅敷地内において、駐車するために賠償相手方のレンタカーを後進させたところ、右後方に設置されたフェンスに当該レンタカーの右側後部バンパーが接触し、当該バンパーを損傷させたことにより、賠償相手方に当該自動車を使用することができない期間を生じさせた。 (1) 専決処分日 令和 7 年 8 月 1 2 日 (2) 損害賠償の額 2 0, 0 0 0 円 (3) 過失割合 市 1 0 0 % 相手方 0 % 【選挙管理委員会事務局】
------	------------------------	---